



プロバスだより

東京日野プロバスクラブ
創立平成22年9月16日

2012～2013年度 会長・菊池昭雄 幹事・奥 修兵
2013(平成25)年5月16日(木)・第30回例会 第2巻第11号(通算31号)

< 菊池昭雄会長テーマ >

自立の精神で、独自の奉仕活動を創造し取り組む
クラブ運営には、相互の理解を深め、協調を旨とする
例会は全会員が集う親睦の広場、参加の喜びを持ち、気楽に楽しく
他クラブとの交流で視野を広め、深化し続けるクラブを目指す

理事会報告

日時 平成25年5月10日(木) 14時～16時
場所 日野市民会館・3階第1会議室

< 第30回例会 >

開会 例会委員会 中村代志子委員長

日時 : 平成25年5月16日(木) 12:30～13:30
会場 : 高幡不動尊 客殿2階

【出席報告】 会員総数 35名
本日の出席者 27名
出席率 77%

【資料確認】

会長挨拶

菊池 昭雄会長



今日は何の日だかわかりでしょうか？

インターネットで調べましたら、「旅の日」だそうです。元禄2年(1689)年5月16日(旧暦3月27日)に、松尾芭蕉が「奥の細道」の旅へ江戸・深川から旅立った日です。東北、北陸など156日間、600里2400km旅して、紀行文「奥の細道」を完成させました。

私のふるさととは岩手ですが、平泉で詠っています。

「夏草や 兵どもが 夢の跡」

「五月雨の 降り残してや 光堂」

松島では「松島や ああ松島や 松島や」がありますが、実際は芭蕉は詠んでいなかったようで、芭蕉の後継者たちが作ったもので、季語がありません。

先日、高遠に行った時に「俳句同好会」を作ろう「麻雀同好会」など話が出ました。みんなで親睦を深めたいと思います。

新選組まつりが6月9日(日)に行われました。開会式に参加しましたが、良い天気で大変暑い日になりました。山本会員が「市中見回役代官」と云う役で衣装を着た姿を拝見しました。新田会員も役をされましたが、お会い出来ませんでした。ご苦労様でした。

来月の例会は、定期総会が行われます。

年度も終わりに近づき、各委員会の方々には委員会を開催して今年度の総轄をして頂きたいと思います。

にこにこワンコイン 中村代志子例会委員長

- 菊池会長 仙台に住む東北薬科大学6年の孫娘が調剤薬局第一位と云われている「アインフーマシーズ」に就職が決まりました。
- 矢野会員 昨日のゴルフコンペで運良く優勝出来ました。五月晴れと4組の仲間に感謝。
- 篠原会員 二人の孫娘は、それぞれ中学校と小学校の最高学年になり、長女は七生中の吹奏楽部で、次女は建築家になりたいと頑張っています。
- 後藤(一) 次年度の編成(案)が固まりました。ご協力に感謝。
- 泊谷会員 山本様、写真コンテスト出展有り難うございました。
- 小西会員 先日の高遠の旅行では、準備して頂いた小島旅行同好会会長はじめ、皆様ありがとうございました。
- 山本会員 地域奉仕委員会として新選組まつりに参加しました。
- 中村会員 永年消防で活躍していた従兄が春の叙勲(瑞宝単光章)を5月10日受章することが出来ました。
- 林 会員 身体の変調を起こす男の年齢(男は8の倍数)72才となりましたが、丈夫な身体に産んでくれた母に感謝します。
- 土方会員 新選組パレード無事終了。山本、新田さんご苦労様でした。プロバスの名前も大きく書かれ知名度も上がったと思います。良かったね。
- 渡辺会員 新選組まつりが(12日)天気になり、山本さん、新田さんの勇ましい姿を見ることが出来ました。
- 疋田会員 暑くなりました。可もなく不可もなく、特別な事はありませんが、これでよしとします。
- 後藤(紀) 別に嬉しいことはありませんが、5月12日に67才の誕生日を迎えました。
- 須藤会員 お陰様に家族皆元気で仲良く暮らしています。すべての方々に感謝を込めて。
- 小島(康) 旅行同好会当日は天気も素晴らしく、桜もアルプスの景色も良かった。
- 市川会員 全員無事に帰ることが出来ました。退院後順調です。

本日の合計	16名	8,000円
累計	37名	23,000円

幹事報告

奥 修兵幹事



1. 配付資料「定期総会議案書」は理事会で承認されましたので、この議案により総会を開催致します。
2. 日野市で行われる3競技会開催に会長名で参加しておりますが、協力要請が届いております。クラブでは協力金1口5,000円を2口10,000円の拠出で協力させていただきます。
3. 新選組まつり賛助金は皆様からの寄付30,000円にクラブより20,000円の50,000円を贈らせて頂きました。

後藤一郎次年度会長挨拶



ただ今、次年度組織表を配布させて頂きました。

理事については、先月承認頂き皆様に発表させて頂きました。

会計監査、副委員長は記載の通り決まりました。

各委員の皆様も決まりました。皆様のご希望に出来るだけ添うように編成致しましたが、バランスを取る意味で決めさせて頂きました。ご協力に感謝申し上げますと同時に、この案で来月の定期総会に上程致します。

委員会報告

例会委員会

中村代志子委員長

- ①出欠について食事代の無駄を省きたいと思っておりますので、皆様にご協力をお願い致します。
- ②例会中の携帯電話は電源を切るかマナーモードにして例会場にお入り下さい。



○情報委員会 小西 弘純委員長

「プロバスだより」4月例会第30号です。「ロータリーの友」抜粋版で、ロータリーRI田中作次会長からのメッセージは、ロータリーの心、平和について記載されています。「卓話の

泉」知識の一つとして、話の種にお目通し下さい。「はじめの一歩」は新会員向けの記事ですが、“誰しも、自分にとって特別な意味のある経験があると思います。これをロータリーでは「ロータリー・モメント」(心に残るロータリーの体験)と云われています。

私達も「プロバス・モメント」を作りたいと思います。

○会員委員会

土方 尚功委員長

前回の理事会で報告させて頂きましたが、小島(馨)会員から新会員の話を伺っております。提出用資料もお渡ししてあります。

その後、特に新会員に関する報告は頂いておりませんが、小島(馨)会員は次年度委員長になられ、新しい「会員手帳」の件もありますので、状況を見ながら対応させて頂きます。



日野市広報に「会員募集」について、私が担当になって掲載依頼しておりますが、6月1日号には掲載されるものと思います。

○研修委員会

瀬川 爾朗委員長



明日、5月17日(金)宇宙航空研究開発機構相模原キャンパスに見学致します。明日は9時30分までに淵野辺駅前集合でお願い致します。現在16名の参加を頂いております。この研究所は私の同級が元所長でした。当日来れることになりました。担当される方は女性の事務員さんと聞いております。

【見学報告写真】



○地域奉仕委員会

渡辺 明 委員長

- ①「浅川・多摩川クリーン作戦」は雨のため中止になりました。親睦会は12名の方にお集まり頂き、11時～15時までカラオケで本当に親睦を深めたと思います。「カラオケ同好会」の話もありましたが、期待しております。
- ②「新選組まつり」では山本会員、新田会員には暑い中本当にありがとうございました。私も久しぶりに日野駅と本陣の前を三往復くらいしました。大変に疲れました。

同好会報告

○疋田久武ゴルフ同好会会長

5月23日(木)多摩地区3PC合同コンペが相武C.Cで開催されます。日野PCは10名参加予定です。

今日、メンバー表を配布致しました。よろしくお願ひ致します。

第2回ゴルフ同好会コンペ開催の案内
※次ページに続く



日時 6月11日(火)
コース 河口湖C. C

今週土曜日が締切になっています。皆様の参加をお願い致します。6月1日までにメンバー表を制作してFAX等により送付致します。申込は事務局長渡辺会員までお願い致します。

○山本英次カメラ同好会会長

今日は、皆様にご協力いただき写真を展示致しました。

6月8日(土)～6月12日(水)迄、新宿・パークタワーのギャラリーで「東京都1000人展」を開催します。出展者の作品名・お名前の資料を配付させていただきましたが、この10名の方がまとまって一つのボードに展示されています。

6月例会時には、展示作品を例会場で展示致します。以上、ぜひご覧になって下さい。



○小島康義旅行同好会会長

先月(4月19日)に光前寺のしだれ桜と高遠の小彼岸桜を堪能して参りました。

光前寺は満開、高遠は少し散っておりましたが、アルプスの山々もきれいに見えて、一日天候も良く全員無事に帰れました。

皆様のご協力ありがとうございました。



メンバースピーチ

○「私の生業」

大島 芳幸会員(特定社会保険労務士)

私は昨年5月頃に入会して丁度1年になりました。

1951年に長崎県佐世保市で生まれ、実家は曹洞宗の寺です。高校までおりましたが、大学入学のため東京に出てきました。卒業後飲料メーカー、外資系損害保険会社を経て、平成3年社会保険労務士資格を取得し、同年「大島労務管理事務所」を独立開業しました。

得意分野としては労働災害・労使紛争処理・年金裁定請求などの業務です。又、東京商工会議所中小企業相談員等を歴任、士業の垣根、弁護士、税理士など分野を広げて小泉年度に規制緩和で資格を取り平成20年特定社会保険労務士が付記されています。

社会保険労務士とは、主に事業主のパートナーとして労働・社会保険関係の事務手続き代行、各種助成金申請、就業規則の作成・変更、各種年金請求・相談、安全衛生教育・職長教育セミナー、最近増えてきましたI労使紛争の事前防止や解決、給与計算・人事評価制度・賃金制度の策定などを行っています。

日々の仕事としては、従業員の入退社に伴う、労働・社会保険の資格取得・喪失手続き届出事務、会社設立の際の労働・社会保険新規適用申請事務、年金(老齢・障害・遺族)請求事務、労災保険請求事務、事業所の労



務管理全般に関する相談、各種助成金・給付金請求事務、個別労使紛争の予防・処理など多岐にわたり執務をしています。

最近取り扱った事例①として、「被災者A(45才・男性)は自動車部品製造会社に勤務していた、平成24年2月18日出張先の福岡の工場内でクモ膜下出血で倒れて死亡した。事故当初、会社側は業務との因果関係を否定し、普通退職として退職金・弔慰金を遺族へ支払った。

遺族からの相談を受けた私はAの生活状況・勤務状況・病歴等を調査し、会社側への聞き取りを行ったところ、恒常的な長時間労働(月100時間以上)の勤務実態が判明した。

同年4月12日相模原労働基準監督署へ労災請求し、同7月20日労災認定決定の通知を受けた。」

普通の場合、このように早く認定がおりることはありませんが、この方の場合長時間労働が決め手となって、すぐに認定されました。

過労死の疾病として、脳疾患(脳内出血、くも膜下出血、脳梗塞など)、心臓疾患(心筋梗塞、狭心症、心停止など)、元々心臓に持病がある方でも、業務によって持病を悪化させる事が判明すれば、労災適用になります。精神疾患(含む自殺既遂・うつ病、統合失調症など)。

長時間労働による過重負荷。

1ヶ月あたり45時間を越えて60時間くらいになると黄色信号、80時間を越えると赤信号となり、時間外労働が長くなるほど業務と発症との関連が徐々に強まります。

安全配慮義務、健康配慮義務が厳しくなっており、有名な電通事件がありました。この中で裁判官は「使用者(企業)は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負う。」

電通事件最高裁判決平成12年3月24日)

これは24才の若い男性が、毎日家に帰るのが着替えとシャワーを浴びるだけという生活でしたが、業務災害ではないと云う事で争い、結局1億8千万円で示談となりました。

3年前に成立した労働契約法が成立しています。

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。(労働契約法第5条)

今までは努力義務だったものが、法的義務になりました。

安全配慮義務の内容は・・・

- ①適正な労働条件を設ける義務
- ②健康管理を行う義務
- ③健康障害を起しているかその可能性のある労働者に対する適正な措置を行う義務
- ④過労によって発症したがその可能性のある労働者に適切な看護・治療を受けさせる義務

例えば、具合が悪そうな従業員がいて、忙しくてそのまま放置しておいて、事業員が病気を悪化させた場合、これからは訴えられかねないという事になり、事業主の責任が重くなります。

その他に、最近取り扱った事例からお話しします。

【事例②】「都心部で飲食店7店を経営するAは、三田労働基準監督署から呼び出しを受け、元従業員B,C,D, F 4名への未払い賃金(残業代)計約2000万円を支払うよう指導を受けた。Aは、Bらを雇い入れる際に、店長手当・残業代込みで月40万の給与を支払うとの口頭契約で雇い入

れたが、Bらは退職してから未払い賃金の時間外手当分として、過去2年間に遡り、請求をお起してきたものである。」

この相談を受けた時に、監督署に行き、監督官と話し一人100万円くらいで手を打てば何とかなる。と云う事で社長に進言しましたが、社長は納得せず、裁判では負ける事も話しましたが、労働審判という簡易的な裁判制度で400万で示談出来る所を2000万も払うことになりました。現在分割で払っているようです。

【事例③】この案件は「ビルメンテナンス業を営むXは、日ごろから言動に問題が多く、営業成績も不良なYを呼び、理由を述べて退職を迫り、解雇予告手当30日分を支払って解雇した。Yは、解雇権濫用として、解雇無効の訴えを起こした。」

解雇裁判になると非常にお金が掛かります。このケースは給料30万でした。その間働いていなくても給料は払っていかねばいけません。判決が出るまで2年掛かり、総額1300万払っています。

「M薬品研究所に勤務するOは、日ごろより気性の激しい上司の下で働いていたが、平成23年8月ごろから体調の不良を訴え、9月20日に胃痛、めまいを発症し、だんだんと希死念慮を覚えるに至り、その後聖マリアンナ病院にて「うつ病」と診断され、平成24年2月28日立川労働基準監督書にパワーハラスメントによる業務災害であるとして、労災申請を行いました。」現在も通院加療中です。

【事例④】この方は53才男性です。自殺願望が強く奥様は心配で買いものにも出られない。と云う事で相談に來られました。この男性は単身赴任でお父さんを亡くされています。

そういう抗体的な要因のかなり多く労災の認定は受けられませんでした。監督署の上級審に再審査請求を起しましたが、認定されませんでした。次に第三者委員会に持って行きましたが駄目でした。訴訟にするかどうかは考えていますが、弁護士は難しいと云っています。

パワーハラスメントの提議とは・・・

- ・職権などの地位的優位を背景にして
- ・本来の業務の範疇を超えて
- ・継続的に

・就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与えること

「パワハラホットライン」主催岡田康子氏による定義」とされています。

以上のような仕事をしておりますが、事業主さんにとっては恐い話と思いますが、このような風潮になりつつあると云う事です。本日はご清聴ありがとうございました。

プロバスクラブ賛歌斉唱

閉 会

澤田研二副会長

大島会員のメンバースピーチご苦勞様でした。プロバスは本来はリタイアされた方の経験を生かすと云う事ではありますが、現実には現職で頑張っておられる方が大勢おられると思います。5月は団体組織の総会の時期で大変忙しい時期です。ぜひ、プロバスにもご出席をお願いしたいと思います。



新選組まつりは5月11日(土)・12日(日)に盛大に行われました。大きな活字で「プロバス」の名前が載っております。本来は協力金50,000円ではこんなに大きな活字にはなりません「これからもいろいろプロバスさんにはご協力いただきますので特別扱いで・・・」と云う事でした。皆様のご協力の賜と思っております。

会長の代行で5月9日(木)に東京八王子プロバスクラブ「学習サロン」の閉校式に参加して参りました。

開校式と閉校式には特別講演のような形で講師の公演がありました。薬科大学の教授で「死と老い」のテーマでした。当日は150名の椅子が足りない位の方が参加されていました。東京多摩PCからは会長他三名の方が参加されていました。「学習サロン」は毎年行われておりますので、機会がありましたら参加されてはと思います。

<今月の会報担当 小林昭治委員>

編集・発行 情報委員会

小西弘純・林 良健・安孫子秀子・大島芳幸・新田 進・小林昭治

